



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第458号 令和4年5月20日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
309	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	企業支援課
310	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	スマート林業課
311	特定第2号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
312	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
313	保安林予定森林を告示する件	森林整備課
314	同	同

徳島県告示第三百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年五月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）JOYPRO徳島論田店

徳島市論田町小論田三 六

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和四年徳島県告示第八号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を十分確保し、周辺市道の交通の妨げにならないよう対策を講ずること。  
駐車場の用に供する部分は、駐車場法等の基準によること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講ずること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

歩行者の通行の安全を確保し、周辺市道への損傷がないよう対策を講ずること。  
全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

一般廃棄物については可燃ごみ及び資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

4 騒音の発生に係る事項

施設運営時における騒音の低減に努めるとともに、周辺住民と騒音問題が生じた場合は誠実に対応すること。

5 廃棄物に係る事項等

産業廃棄物と一般廃棄物とを適正に分別すること。  
分別した廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理すること。

6 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態、色彩等は避けること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和四年五月二十日から同年六月二十日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島県告示第三百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和四年四月一日次の事務を株式会社あわわに委託した。

令和四年五月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例（令和二年徳島県条例第七十四号）第十一条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県告示第三百十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定期第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和四年五月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
橋町加入区	橋町漁業協同組合の地区	主としてはえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

徳島県告示第三百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年五月二十日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
三好郡東みよし町 三好南岸土地改良区	令和四年四月二十五日

徳島県告示第三百十三号

次の森林を保安林に指定する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により次のように告示する。

令和四年五月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 保安林予定森林の所在場所  
名東郡佐那河内村上字育水八八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字育水八八（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び佐那河内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三百十四号

次の森林を保安林に指定する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により次のように告示する。

令和四年五月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

海部郡美波町山河内字西山二七〇の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西山二七〇の四（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び美波町役場に備え置いて縦覧に供する。)